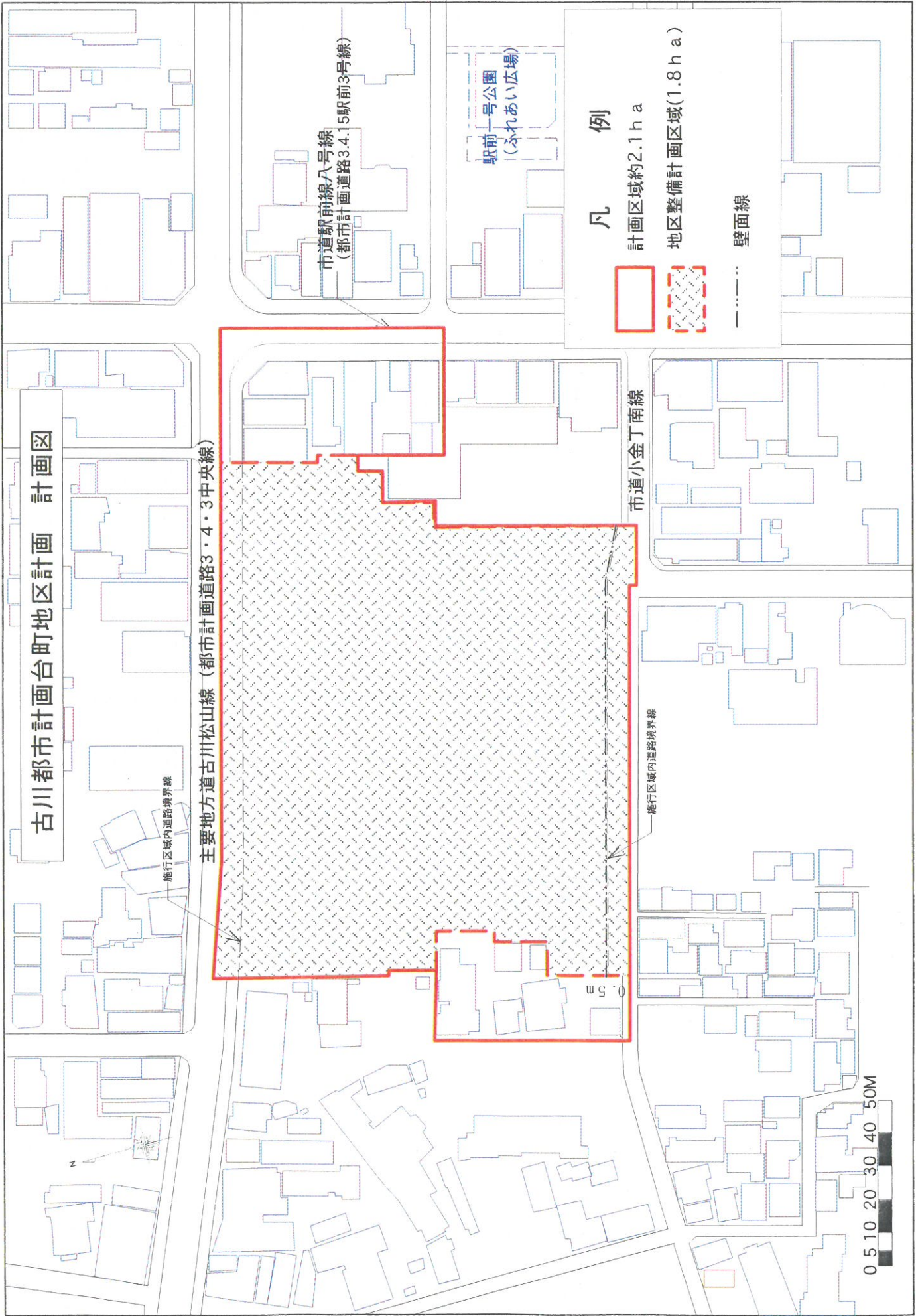


地区 整備 計画	地区の名称	古川市台町地区	
	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
	地区整備計画の区域の面積	約 1.8h a	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 ①自動車教習所 ②勝馬投票券発売所、場外車券売場 ③畜舎 ④個室付浴場業に係る公衆浴場 ⑤日刊新聞の印刷所 ⑥工場（作業場床面積が150m <sup>2</sup> を超えない自動車修理工場及び建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。）
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の40
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	10分の10
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の8
建築面積の最低限度		150m <sup>2</sup>	
建築物の壁面の位置の制限	市道小金丁南線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの最低限度距離は、0.5mとする。		
備考	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。		

「区域、地区整備計画の区域及び壁面位置の制限は計画図表示のとおり」

理由 古川市台町地区第一種市街地再開発事業による面的な市街地整備に伴い、良好な居住環境及び街区環境の確保と適切な土地利用形成を図るため、都市計画を決定するものである。

# 古川都市計画台町地区計画 計画図



主要地方道古川松山線 (都市計画道路3・4・3中央線)

市道駅前線八号線  
(都市計画道路3.4.15駅前3号線)

駅前一号公園  
(ふれあい広場)

## 凡 例

計画区域約2.1ha

地区整備計画区域(1.8ha)

壁面線



市道小金丁南線

施行区域内道路境界線

0.5m

0 5 10 20 30 40 50M

z